○文部科学省告示第百七十五号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項第五号の規定に基づき、学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年十二月二十二日

文部科学大臣　中川　正春

学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示

学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示（平成十七年文部科学省告示第百六十九号）の一部を次のように改正する。

表一北都保健福祉専門学校医療専門課程理学療法学科の項の次に次のように加える。

北都保健福祉専門学校教育・社会福祉専門課程社会福祉学科	平成二十四年三月一日

表四仙台大原簿記公務員専門学校商業実務専門課程税理士会計学科（4年課程）の項中「平成二十三年三月一日」を「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

仙台大原簿記情報公務員専門学校商業実務専門課程税理士会計士学科（4年課程）	平成二十三年四月一日

表四仙台保健福祉専門学校教育社会福祉専門課程保健福祉科の項中「平成二十三年三月一日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表七国際情報工科専門学校工業専門課程1級自動車工学科の項の次に次のように加える。

国際メディカルテクノロジー専門学校医療専門課程看護学科	平成二十五年三月一日

表八筑波研究学園専門学校工業専門課程一級自動車整備工学科の項中「平成二十一年三月一日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

筑波研究学園専門学校工業専門課程自動車整備工学科一級整備士コース	平成二十三年四月一日

表九国際テクニカルデザイン・自動車専門学校工業専門課程一級自動車整備士学科の項の次に次のように加える。

国際テクニカルデザイン・自動車専門学校商業実務専門課程国際コミュニケーション学科（4年課程）	平成二十四年三月一日

表十三アクト情報スポーツ保育専門学校商業実務専門課程高度情報処理科の項中「平成二十三年三月一日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表大森家政専門学校家政専門課程服飾デザイン科の項の次に次のように加える。

御茶の水美術専門学校美術専門課程高度イラストレーション科	平成二十四年三月一日

表十三首都医校医療専門課程柔道整復学科（昼間課程）の項及び首都医校医療専門課程鍼灸学科（昼間課程）の項を削り、同表専門学校東京スクール・オブ・ビジネスビジネス専門課程経営総合学科の項の次に次のように加える。

専門学校東京スクール・オブ・ビジネスビジネス専門課程ペットビジネス総合学科	平成二十五年三月一日
専門学校東京テクニカルカレッジ工業専門課程建築監督科	平成二十七年三月一日

表十三専門学校中野スクール・オブ・ビジネス商業実務専門課程英語ビジネス科の項中「平成二十三年三月一日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表専門学校ヒコ・みづのジュエリーカレッジ宝石専門課程（文化教養）ジュエリーデザイン科ジュエリー研究院コースの項の次に次のように加える。

専門学校読売自動車大学校工業専門課程1級整備研究科	平成二十三年四月一日

表十三専門学校読売自動車大学校工業専門課程自動車整備研究科の項中「平成十八年四月一日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表東京医学柔整専門学校医療専門課程柔道整復学科Ⅱの項中「平成十九年三月一日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表東京栄養食糧専門学校栄養専門課程管理栄養士科の項の次に次のように加える。

東京着物染色美術専門学校着物染色美術専門課程着物染色工芸科4年制	平成二十三年四月一日

表十三東京着物染色美術専門学校染色美術専門課程着物染色工芸科の項中「平成二十二年四月一日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表東京工学院専門学校芸術専門課程メディア文学科の項、東京工学院専門学校工業専門課程経営情報学科の項及び東京工学院専門学校工業専門課程法律情報学科の項中「平成十八年三月一日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表東京コミュニケーションアート専門学校文化・教養専門課程自動車デザイン科（昼間部）の項を次のように改める。

東京コミュニケーションアート専門学校文化・教養専門課程自動車デザイン科（昼間部一）	平成二十四年三月一日

表十三東京テクノロジーコミュニケーション専門学校工業専門課程高度情報工学科（昼間部）の項及び東京テクノロジーコミュニケーション専門学校工業専門課程高度情報ソフト科（昼間部）の項中「平成二十三年三月一日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

東京デザインテクノロジーセンター専門学校工業専門課程高度情報工学科（昼間部一）	平成二十三年四月一日

表十三東京リハビリテーション専門学校医療専門課程作業療法学科の項中「平成二十一年六月二十日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表日本工学院専門学校工業専門課程クリエイティブラボラトリー科の項の次に次のように加える。

日本工学院専門学校工業専門課程建築学科	平成二十七年三月一日

表十三日本工学院八王子専門学校工科技術専門課程一級自動車整備科の項の次に次のように加える。

日本工学院八王子専門学校工科技術専門課程建築学科	平成二十七年三月一日